

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 令和8年度牧尾ダム船舶点検整備 【オープンカウンター方式】
- 2 施 行 場 所 長野県木曽郡木曽町三岳地内 牧尾ダム
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和9年1月20日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加条件 愛知県、岐阜県又は長野県に本店、支店又は営業所等が存すること。
- 3 見積書等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和8年7月22日 13:00 まで
 - 4)提出先 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所(総務課 犬田)
FAX : 0561-39-5464
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp
 - 5)質問書 令和8年7月16日 13:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年7月23日13:00までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和8年度牧尾ダム船舶点検整備

仕 様 書

令和8年7月

独立行政法人水資源機構
愛知用水総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、令和8年度牧尾ダム船舶点検整備（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 概 要

本業務は、牧尾管理所で保有する船舶「まきお号」及び「きそ号」の点検整備を行うものである。

2－1 業務場所

長野県木曽郡木曽町三岳地内 牧尾ダム

2－2 履行期間

契約締結の翌日から令和9年1月20日まで

2－3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次のとおりである。

- ・ 作業船点検整備 2隻分

第3節 一般事項

3－1 現場発生品

本業務の履行により生じた現場発生品は、受注者の責任により適正に処分を行うものとする。

3－2 提出図書

提出図書は以下のとおりとする。なお、点検整備報告書には、次年度交換推奨部品を記載するものとする。

- ・ 点検整備報告書（履行写真含む） 1部

3－3 疑義等

仕様書等について疑義がある場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点検整備

第1節 船外機諸元

整備対象設備の主要仕様を以下に示す。

1-1 まきお号

製造社	ヤマハ発動機株式会社
型式	F50AETL, 型式 62Y
製造年月	平成 16 年 5 月
製造番号	1011895

1-2 きそ号

製造社	ヤマハ発動機株式会社
型式	F8CMH, 型式 60R
製造年月	平成 16 年 9 月
製造番号	1001138

第2節 まきお号点検整備

次に示す点検整備を実施するものとし、作業においては「まきお号」と「きそ号」のどちらかは常に使用できるように工程を調整するものとする。

- ①エンジンオイル・ギヤオイルの交換及び各部へのグリス給脂
- ②燃料フィルタの交換
- ③オイルフィルタの交換
- ④アノード（船外機の電食保護）の点検
- ⑤スパークプラグの交換
- ⑥タイミングベルトの点検・調整
- ⑦プロペラの点検

第3節 きそ号点検整備

次に示す点検整備を実施するものとする。

なお、船外機は船体から取り外して保管しており、整備後は元の場所へ戻すものとする。

- ①エンジンオイル・ギヤオイルの交換及び各部へのグリス給脂
- ②燃料フィルタの交換
- ③アノード（船外機の電食保護）の点検

- ④スパークプラグの交換
- ⑤タイミングベルトの点検
- ⑥プロペラの点検

第4節 交換部品等

下記の部品を交換するものとし、交換する部品については同等品以上のものを使用するものとする。

項目	数量	単位	規格	型番	備考
エンジンオイル	3	L	SAE10W-30 SL	90790-71513	まきお号：2L きそ号：1L
ギアオイル	0.58	L	GL-4 #90	90790-73613	まきお号：0.43L きそ号：0.15L
オイルフィルタ	1	式	エレメント Ass'y	5GH-13440-72	まきお号
燃料フィルタ	1	式	フィルタ Ass'y	61N-24560-00	まきお号
点火プラグ	4	個	NGK DPR6EA-9	94703-00375	まきお号
燃料フィルタ	1	個		68T-24251-01	きそ号
点火プラグ	2	個	NGK BR6HS-10	94709-00274	きそ号

第5節 その他

点検整備において新たに部品の交換が必要となった場合は、事前に担当職員と協議を行うものとし、担当職員が必要と認め交換を指示した場合は、設計変更を行うものとする。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。